

【相続】運輸支局に移転登録(名義変更)及び抹消登録を行うために使用する目的の「自動車の価格の証明書」発行依頼について

※財産分与や税務に使用する場合は、①査定証(通常の査定)をお申込みください。

査定証・推定価格証明書の有効地域は発行支所管内です、ご注意ください。

運輸支局での手続き方法や、提出書類についてのお問い合わせは、管轄の運輸支局へお願いいたします。査定協会ではお答えすることができません。

運輸支局提出用で、亡くなられた方の自動車の移転登録(名義変更)及び抹消登録を行うために使用する証明書のご案内は下記①、②です。

①査定証・・・ 現車確認を実施し評価額を算出します(内外装や装備品等の状態を反映し、評価額を算出します)。現車確認時に出張査定をご希望の場合は別途出張費が必要です。

目的 資産評価
相当額 換金又は
小売から選択

【費用】 査定料及び出張費は別紙料金表をご確認ください。郵送代 600円(窓口まで取りに来る方は不要です。)

費用は原則、査定実施時に現金でお支払いいただきます。

[料金表はここをクリック](#)

車両のお持ち込み又は出張査定の日程は事前予約制です。

②推定価格・・・ 自動車検査証記録事項(車検証)の内容から、評価額を算出します。(車両の明細は、自動車検査証記録事項によるものとします。装備品は標準装備とし、車両状態は年式相応のものとし、算出します)ご指定がない場合は、申込日時点での評価額を算出しますが、ご希望に応じて申込日以前の推定日を指定することも可能です。その際は査定業務委託依頼書内「推定日」にてご指定ください。現車確認を行わないので、書類の提出で評価額の算出ができますが、現車の内外装等の状態を反映しないので評価額が高めに出る傾向にあります。算出した結果、評価額が100万円を超えた場合は「①査定証(通常の査定)」に変更することが可能ですが、費用は通常査定の金額となります。通常査定に変更した場合は推定査定の料金は不要です。

相当額 換金又は
小売から選択

通常、同じ車両を評価した場合、②推定価格証明より①査定証の方が低い評価額が出る傾向にあります。

【費用】 査定料 6,600円 郵送代 600円(窓口まで取りに来る方は不要です。)

書類の発行までは最大で1週間前後お時間をいただくことがございます。

希少車(プレミアム価格車)等は査定ができないことがあります。自動車検査証記録事項をご用意の上ご相談ください。

お申し込み方法・提出書類

下記書類をご用意の上FAX又はメール、協会窓口にてお申し込みください。

提出書類送付の際はメール本文又は、査定業務委託依頼書(余白部分)、送付状等いずれかに「相続運輸支局提出用」と記入してお送りください。

・ [査定業務委託依頼書\(ここをクリックすると様式をダウンロードできます\)](#)

・自動車検査証記録事項(A4サイズ縦型、電子車検証の券面では受付できません)又は、A4サイズ横型の紙の車検証の場合は、自動車検査証の写し

・委任状(自動車の販売店等が、所有者の相続人に代わり、証明書を取得する場合は指定の委任状の提出が必要です)

[指定の委任状のダウンロードはこちら](#)

※所有者の相続人が証明書を取得する場合は不要です。

推定価格証明書の費用お支払い方法について

査定業務委託依頼書の依頼者欄に記入された方が支払い者となります。

【Ⅰ】請求書を発行し振込で支払い。振込確認後の書類発送となります(振込後、電話又はメールにて連絡をお願いします。)

【Ⅱ】証明書を窓口で直接受け取り、その際に現金で支払い

【Ⅲ】査定業務委託依頼書等の必要書類を窓口で提出し、その際に現金で支払い(書類完成次第発送します)

メールアドレス：satei91@jaai.or.jp
アルファベットは全て小文字です

(一財)日本自動車査定協会福岡県支所
TEL092-451-5151/FAX092-473-5116